

NOMA行政管理講座開催(ご案内)

地方公共団体のための基礎から学ぶ 源泉徴収講座

～令和5年度改正と間違えやすい事例検討から、マイナンバー制度への対応まで～

<令和7年7月24日(木)・25日(金)>

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

給与や報酬料金を支払う際に源泉徴収を忘れると徴収すべきであった税金の他にペナルティ（加算税）も支払わなければなりません。源泉徴収事務を担当する者にとっては、何が源泉徴収の対象となるのか正しく理解することが必要です。

そこで、給与の取り扱い、報酬・料金の原則、非居住者の問題、番号制度への対応など、間違いやすい事務手続きや応用的なケーススタディなども取り込みながら受講者の疑問を解決し、正確な源泉徴収事務を学んでいただく、標記講座を開催することとなりました。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をお薦め申し上げます。

敬 具

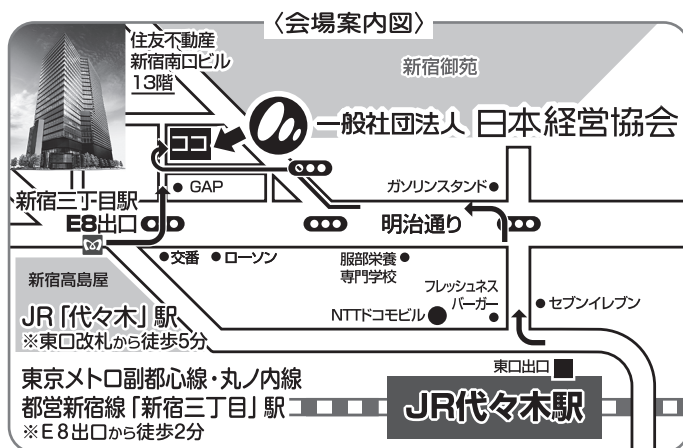
記

日 時：令和7年7月24日(木) 13:00～17:00
7月25日(金) 10:00～16:00
(12:30から受付)

講 師：税理士 たかはし こうのすけ
高橋 幸之助氏

参加方法：[会場参加] 日本経営協会内専用教室
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11
(住友不動産新宿南口ビル 13 階)
[オンライン参加] Zoom による Live 配信

参 加 料：会員(1 名) 36,300 円(税込)
(負担金) 一般(1 名) 39,600 円(税込)



申込方法：本会ホームページから講座名を検索していただき、お申込みください。

- ※令和6年度より、FAXでのお申込みは廃止いたしました。
- ・講座開催日の約1か月前より順次、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
- ・開催3営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡ください。
- ・お申込みは5営業日前までお願いいたします。
- ・定員になり次第締め切らせていただきます。受付状況は、本会ホームページからご確認ください。

キャンセル：お申込み後、キャンセルされる場合は必ず事前にご連絡下さい。

会場参加の場合、開催日の3営業日前～前日のキャンセルは参加料の30%、開催当日のキャンセル・ご欠席は100%をキャンセル料として申し受けます。オンライン参加の場合は、開催日の5営業日前～当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。

その他：参加者が少数の場合、天災、その他の不可抗力の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

○オンライン参加での留意事項

- ・オンライン参加の場合、セミナー実施3営業日前を目途に、ZOOM ID等をメールにてお知らせいたします。
- ・お申込みをいただいた参加者のみご受講をお願いします。お申込みをいただいていない方の配信閲覧は堅くお断りいたします。

お申込み
お問合せ先



一般社団法人 日本経営協会

(お問合せは平日の月曜日～金曜日の9:15～17:15にお願いいたします)

本部事務局 企画研修グループ

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-31-11

TEL(03)6632-7139(直)

E-mail: tks@noma.or.jp

URL <http://www.noma.or.jp>

1 申告納税制度について

- (1) 申告納税制度の意義
- (2) 特定の所得に対する源泉徴収制度

2 源泉徴収制度の仕組み

- (1) 給与所得者（サラリーマン）の場合
- (2) 事業所得者（自営業者）の場合

3 源泉徴収義務者について

- (1) 源泉徴収義務者とは
- (2) 源泉徴収義務者の役割と責任

4 源泉徴収される税金の種類

5 源泉所得税（復興特別所得税を含む）の納税地

- (1) 「支払事務」とは
- (2) 納税地の特例

6 源泉徴収をする時期

- (1) 「支払」とは
- (2) 「支払確定」と源泉徴収

7 源泉所得税（復興特別所得税を含む）の納付期限

- (1) 原則
- (2) 納期の特例
- (3) 期限後に納付した場合の法的救済措置

8 源泉徴収の対象となる所得の範囲

9 給与所得に対する源泉徴収の実務について

- (1) 給与所得とは
- (2) 給与所得と事業所得の区分（実務上の判断基準）
- (3) 金銭で支給される給与と現物給与
- (4) 非課税となる給与
- (5) 賞与以外の給与に対する源泉徴収税額の算出（税額表の見方）
- (6) 賞与に対する源泉徴収税額の算出（税額表の見方）
- (7) 源泉徴収税額の精算（年末調整）
- (8) 法定調書の作成と提出

10 報酬・料金に対する源泉徴収の実務について

- (1) 報酬・料金とは
- (2) 報酬料金の範囲（実務上の判断基準）
- (3) 報酬・料金の源泉徴収税額の算出
 - ① 二段階税率
 - ② 消費税の取扱い
- (4) 法定調書の作成と提出

11 非居住者と源泉徴収

- (1) 納税義務者の区分と課税所得の範囲
- (2) 非居住者に対する源泉徴収
- (3) 非居住者と居住者の区分

12 社会保障・税番号制度（番号制度）の概要

- (1) 根拠法令
- (2) 番号制度の目的
- (3) 個人番号（マイナンバー）と法人番号の違い
- (4) 保護措置
- (5) 特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン
- (6) 主要諸国の番号制度の概要

13 番号制度の導入による税務手続きの変更点

- (1) 税務関係書類への番号記載時期
- (2) 本人確認書類等に関する関係法令
- (3) 給与所得の源泉徴収事務
 - ① 税務手続きの変更点
 - ② 源泉徴収事務（2024 年分給与所得）のポイント
- (4) 報酬・料金の源泉徴収事務
 - ① 税務手続きの変更点
 - ② 法定調書（2024 年分）作成のポイント

14 事例検討

（実務上誤りが多い事例及び判断に迷う事例）

- (1) 一般的な事例
- (2) 地方公共団体固有の事例
- (3) 非居住者・外国法人の事例

15 令和 7 年度改正事項

講師紹介

税理士 高橋 幸之助 氏

東京国税局・都内各税務署勤務。平成 9 年 7 月より東京国税局 国税調査官（外国法人部門において外資系企業、上場企業の調査及びタックスヘイブンの実態調査に従事。）、渋谷税務署 国際税務専門官（渋谷及び品川署において海外取引を行う企業の調査に従事。）、品川税務署 国際税務専門官、横浜中税務署 国際税務専門官（上場企業の源泉徴収税の調査に従事。）、麹町税務署 統括国税調査官（上場企業及び霞が関の官公庁等の源泉徴収税の納付に関する事務全般の管理事務に従事。）、小田原税務署 統括国税調査官、保土ヶ谷税務署 統括国税調査官、麻布税務署 特別国税調査官（大規模法人及び海外取引を行う企業の調査に従事。）、平成 23 年芝税務署 特別国税調査官、平成 26 年 6 月退官。平成 26 年 9 月高橋幸之助税理士事務所開設、税理士・税理士法人顧問・セミナー研修講師等も務める。

著書として、「源泉所得税の誤りが多い事例と判断に迷う事例（三訂版）」、「税目別誤りが多い事例と判断に迷う事例（Part1）・（Part2）」、「税目別誤りが多い事例と判断に迷う事例（新訂版）」、「中小企業者のための費用の取扱い」、「実務家のためのタックスヘイブン対策税制」、「実務家のための外国税額還付の手引書（改定版）」。

持ち物

電卓のご持参をお願いいたします。

※当日は最新の情報を反映する等、一部内容を変更する場合がございます。予めご了承ください。

※令和6年度より、FAXでのお申込は廃止いたしました。

下記URLよりお申込みください。

<https://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx>

NOMA 講座

検索